

○千代田区立幼稚園使用条例

昭和62年9月21日条例第23号

改正

平成4年12月28日条例第35号

平成10年3月31日条例第25号

平成11年10月15日条例第27号

平成13年12月10日条例第35号

平成23年12月7日条例第22号

平成24年10月23日条例第26号

平成26年12月9日条例第26号

千代田区立幼稚園使用条例

東京都千代田区立幼稚園使用条例（昭和22年千代田区条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、千代田区立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成13年条例35号・26年26号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 乳児及び幼児をいう。
- (2) 乳児 満3歳未満の者をいう。
- (3) 幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

追加〔平成26年条例26号〕

（入園資格）

第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者

一部改正〔平成26年条例26号〕

（教育の実施）

第4条 幼稚園は、前条の幼児に対し、幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく教育を実施する。

追加〔平成26年条例26号〕

（入園手続）

第5条 保護者は、その保護する幼児の入園を希望するときは、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

追加〔平成26年条例26号〕

（教育を受託しない場合）

第6条 委員会は、次の各号に該当するときは、教育を受託しないことができる。

- (1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、教育が実施できないとき。
- (2) その他受託することが不相当であると認められるとき。

追加〔平成26年条例26号〕

（保育料）

第7条 教育を委託する保護者は、幼児が就園する幼稚園及び保育時間に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯（別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、小学校3年生以下の児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）が小学校に就学又は幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち

第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第3子以降 免除

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する幼児が生計を一にする世帯（別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、2人以上の幼児が幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第3子以降 免除

4 別表(2)長時間保育の欄の適用を受ける幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、前3項の規定による保育料のほか、1時間あたり別表に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。

5 委員会は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

全部改正〔平成26年条例26号〕

(保育料の減免)

第8条 保育料は、委員会が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成11年条例27号・23年22号・26年26号〕

(保育料の還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成11年条例27号・26年26号〕

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成26年条例26号〕

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月28日条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第25号）

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この条例による改正後の東京都千代田区立幼稚園使用条例第3条の規定は、平成10年7月1日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年10月15日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月10日条例第35号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等

について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月23日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月9日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、千代田区教育委員会規則で定める日から施行する。（平27教委規則1・平27.4.1施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の幼稚園の入園について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の教育に係る保育料について適用し、同日前の保育については、なお従前の例による。

4 施行日前に現に別表（1）の幼稚園に就園している幼児の平成27年4月分から同年8月分までの保育料について、別表（1）D9階層の項の保育料の額（月額）は、同項の規定にかかわらず4,900円とする。

5 施行日前に現に別表（2）の幼稚園に就園している幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区立幼稚園使用条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

別表（第7条関係）

（1） 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	100
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	1,100
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,900
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	2,800
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	3,600
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	4,300

	8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	4,900
	9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	5,500

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	7,100	4,000
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	7,100	4,000
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	7,200	4,100
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,200	5,100
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	10,800	5,900
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	12,600	6,800
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	14,200	7,600
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	15,700	8,300
	8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	16,900	8,900
	9 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	18,000	9,500

備考

- (1)又は(2)の「短時間保育」の欄を適用する場合は、夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。  
追加〔平成26年条例26号〕